

令和元年第7回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和元年7月31日（水） 午後3時15分			
出席委員 （18名）	1番 今吉 耕己	2番 今川 芳信	3番 二月田 努	4番 間世田 恵
	5番 西代 秀子	6番 岡村 勝敏	7番 中村 優志	8番 松下 さえ子
	9番 山之内 悟	10番 中園 真一	11番 長崎 恵里子	12番 田代 一友
	13番 今吉 藤雄	14番 笹峯 久雄	15番 大山 茂美	16番 今村 浩一
	17番 東鶴 昭雄	18番 常盤 信一	19番 槐島 睦夫	
欠席委員 （名）				
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作	グループ長 富久 亮二	サブリーダー 福田 智和	
	主 査 有村 真一	主 査 山下 良太	主任主事 長友 藍子	
	主任主事 水迫 時巳			
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について</p> <p>2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について</p> <p>4 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について</p>			

開会 午後3時15分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和元年第7回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正箇所を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は13番委員と14番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	<p>議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定64件の計68件について、市長より意見を求められております。</p> <p>これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。</p>
事務局	はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につき

	まして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数6筆、面積10,548㎡、利用権設定64件、筆数168筆、面積284,452㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質問はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画（案）の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転7件、贈与2件の計9件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の2番につきましては、7月30日に取り下げられましたので、所有権移転は6件、贈与は2件の計8件となります。それでは調査委員の意見・報告を求めます。国分の1と3を9番委員。
9番委員	はい、報告をさせていただきます。まず1番です。申請地は木原小中学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は73,600㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 次に3番を報告いたします。申請地は野口団地の西に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,529㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の4を16番委員。
16番委員	4番を報告いたします。申請地は横頭公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,774㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。現状は不耕作地でしたが、確認したところこれから手を入れるとのことでした。以上です。
議長（会長）	次に、国分の5を18番委員。
18番委員	5番を報告いたします。申請地は国分南中学校の西側に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和3年7月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,194㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。

議長（会長）	横川の6を6番委員。
6番委員	6番を報告します。申請地は嘉例川駅の南東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,297㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の7を17番委員。
17番委員	7番です。申請地は床波活性化センターの南東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,411㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の8を11番委員。
11番委員	8番を報告いたします。申請地は下万膳公民館の北に位置し現況は田である。申請地には受人の※※さんが令和2年5月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。権利取得後の耕作予定面積は10,509㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の9を10番委員。
10番委員	9番です。申請地は霧島学校給食センターの南に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,000㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外1件、用途区分変更1件の計2件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず除外の1を12番委員。
12番委員	1番を報告いたします。申出地は、福沢地区公民館の北東に位置しており、現況は山林である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係

	る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、用途区分変更の1を2番委員。
2番委員	申出地は、国分西小学校の東に位置しており、現況は物置場である。用途区分変更の目的は農業用倉庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。この農地にはトマトのハウスがあり、作業場として利用するため農業用倉庫を建てるものです。以上です。
議長（会長）	はい、調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
15番委員	はい。
議長（会長）	15番委員。
15番委員	1番についてですが、杉のほとり用になっていなかったですか。
事務局	はい。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい、写真もついています。杉の木はだいぶ大きいです。苗木ではなくて高さも5m位あるかと思います。補足ですが、この申請地は、平成27年に農業委員会が非農地として認定をしているところです。
議長（会長）	15番委員、よろしいでしょうか。
15番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」農振除外1件、用途区分変更1件の計2件について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案4号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1を10番委員。
10番委員	1番です。申請地は立岩公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は車両置場を建設するものである。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、霧島の2を12番委員。
12番委員	2番を報告いたします。申請地は川北集落センターの東に位置し、現況は雑種地である。転用目的は小売店舗及び駐車場を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。この報告についてご意見・ご質疑はありませんか。

2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	この施設は既にオープンしているのですか。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	説明が少し複雑ですので、暫時休憩をお願いできないでしょうか。
議長（会長）	はい、それでは暫時休憩いたします。
	〔休憩中〕
議長（会長）	はい、それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただ今の説明について、ご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を9番委員。
9番委員	1番と2番を報告いたします。まず1番です。申請地は霧島市南部し尿処理場の東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に2番です。申請地はカトレア幼稚園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の3を3番委員。
3番委員	3番を報告します。申請地は宮川内公民館の西に位置し、現況は一般住宅、車庫、駐車場、養殖池である。なお、昭和52年2月頃から55年にかけて建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅、車庫、駐車場、養殖池を建設するものであり既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の4を6番委員。
6番委員	4番を報告します。申請地は植村駅の西に位置し、現況は牛舎・パドックである。なお、平成10年頃、牛舎・パドックにしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は牛舎、パドックにするものであるが既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思わ

	れる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の5を11番委員。
11番委員	5番を報告します。申請地は古屋志公民館の西と東に位置し、現況は山林です。なお、平成30年3月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであるが、すでに実行済みです。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上報告します。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
18番委員	はい。
議長（会長）	18番委員。
18番委員	始末書がついていますが、その中で半世紀も前にしたという始末書がついていますが何か理由があるのですか。
議長（会長）	始末書が昭和52年2月に行ったという内容ですが、事務局わかりますか。
事務局	はい。この場所は皆さんご存知の※※になりますが、この場所の地目が農地であったとは思ってもおりました。恐らく現状があのようになっていますので、利用状況調査においても確認されてこなかったものと思います。現状から見るととても農地とは思わないと思います。溝辺総合支所の方から情報を得て、今回の申請になっているということでございます。
議長（会長）	18番委員よろしいですか。
18番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、8月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が24件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、隼人の18番は7月29日付けで取下げられましたので、合計は23件となります。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を11番委員。
11番委員	1番を報告いたします。申請地は下井公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。 2番を報告いたします。申請地は下井公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をと

	るため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3を12番委員。
12番委員	3番を報告いたします。申請地は下井公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の4を10番委員。
10番委員	4番です。申請地は立岩公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は車両置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の5から8を9番委員。
9番委員	<p>5番から8番まで続けて報告いたします。まず5番です。申請地は霧島記念病院の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に6番です。申請地は松木簡易郵便局の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に7番です。申請地は松木野口ふれあい広場の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に8番です。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所兼倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の9と10を16番委員。
16番委員	<p>9番を報告します。申請地は姫城地区コミュニティー広場の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は介護施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に10番を報告します。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は2</p>

	種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅5棟と通路を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の11を18番委員。
18番委員	11番を報告いたします。申請地は川内公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の12から14を13番委員。
13番委員	12番です。申請地は丹生附公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 13番です。申請地は丹生附公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 14番です。申請地は丹生附公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の15を6番委員。
6番委員	15番を報告します。申請地は下深川公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成元年頃、住宅を建築してしまったという始末書が添付されていますが、現在は解体済みである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の16と17を12番委員。
12番委員	16番を報告します。申請地は川北集落センターの東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地271.51㎡を一体利用するもので全体計画面積は2,221.51㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に17番を報告します。申請地は川北集落センターの東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は小売店舗及び駐車場を建設する

	<p>ものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地5条許可地の3, 4 16㎡を一体利用するもので、全体計画面積は3, 4 83㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の19から22を5番委員。
5番委員	<p>19番を報告いたします。申請地は隼人人権啓発センターの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に20番を報告いたします。申請地は隼人AZの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に21番を報告いたします。申請地は霧島市南部し尿処理場の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に22番を報告いたします。申請地は住吉運動公園の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地11.4㎡を一体利用するもので、全体計画面積は354.49㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の23を7番委員。
7番委員	<p>23番を報告いたします。申請地は山野公民館の西に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和63年8月に自己住宅1棟を建築するために農地法の許可をえて造成まで行いましたという経緯書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の24を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	<p>24番を代読いたします。申請地は福山総合支所の東に位置し、現況は宅地である。なお昭和55年頃、車庫兼物置にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであるが、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、8月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」についてを議題といたします。本議案について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	はい。それでは説明いたします。皆さんに配布してあります下限面積設定に関する資料をご覧ください。議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について」の提案理由をご説明申し上げます。霧島市農業委員会では、現在、下限面積を「全域20アール」、霧島市空き家バンク制度に登録している家屋に付随する農地の取得等については下限面積を「1㎡」と決定し、運用しているところでございます。また、農林水産省通達の「農業委員会の適正な事務実施」において、農業委員会の具体的な取り組みとして、下限面積が適正であるかどうかを毎年確認することとなっております。従いまして、農家台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第17条第1項各号及び同条第2項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行なった結果、下限面積は、現行の20アール及び1㎡のままとし、修正の必要性はないものとして、ご提案させていただきますので審議の程よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。
議長（会長）	はい、ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明は、「農家台帳の登載状況等を確認し、農地法施行規則第17条第1項各号及び同条第2項各号の条件を満たすよう事務局内で検討を行なった結果、下限面積は、現行の20アール及び1㎡のままとし、修正の必要性はないものとして、提案させていただきます。」との内容でありましたが、これについてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」については、現行の20a及び1㎡のまま据え置くことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は20a及び1㎡のまま据え置くことに決定いたしました。以上で、令和元年第7回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、「その他」はありませんか。
10番委員	はい。今回の申請内容を確認するうえで相手方の電話番号を教えてもらったのですが、朝、昼、晩、4～5日電話に出てもらえなくて連絡が取れない状況でありました。たまたま携帯電話番号知っている方がおまして、その方から聞いて連絡し確認することができたという状況でした。今後はその申請人としてしっかり連絡がとれる連絡先とかを確認していただくようお願いしたいと思えます。
議長（会長）	はい、今固定電話のない家もありますので、連絡がつく連絡先を確認することは必要と思えます。事務局。
事務局	はい、申請を受け付ける段階では、委員の調査がありますので、必ず日中でも連絡がとれるようにしておいてくださいとお願いはしてあります。今後も連絡を取れる連絡先の確認を徹底してまいりたいと思えます。今回は申し訳ありませんでした。

10番委員	はい。
議長（会長）	10番委員。
10番委員	今後は、連絡が取れず確認ができない場合は、審議できないこともあり保留になることもあるなど申請の時点で申し添えておいてください。よろしくお願いします。
議長（会長）	事務局、そのような対応をお願いいたします。他にございませんか。
9番委員	はい。
議長（会長）	9番委員
9番委員	はい、現在私は申請の詳しい場所を調べるとき、農地ナビとゼンリンの地図を利用して調べているのですが、農地ナビでは詳しい地番を調べることができないので、皆さんが場所を特定されるとき、どのような方法で特定されているのか教えていただけないでしょうか。それと、総会の際に映し出す地図を我々委員にも使わせてもらえないかお尋ねします。
議長（会長）	では、事務局に伝えてもらいます。事務局。
事務局	はい、総会で映し出す航空写真の地図は、税務課が管理するシステムになりますので、外部への持ち出しはできません。総会で審議する場合に映し出す際は、職員が操作しておりますが、映し出した地図において知り得た情報等につきましては、皆さん、守秘義務がありますので守っていただければと思います。
9番委員	守秘義務があるのですね。わかりました。あと、皆さんが現地調査の際、どのような方法で調べているか教えてください。
議長（会長）	はい、それでは私の方から説明いたします。字番などが表示されているものは大体場所を把握することができると思いますが、山の中の農地などは場所がわかりません。どうするかと言いますと、総合支所に行って場所を教えてくださいとお願いして、一緒に地図を見ながら確認します。皆さん、総合支所に行って確認するのが一番確実だろうと思います。事務局どうですか。
事務局	はい、来ていただければお教えいたします。あと、現在、皆さんに送付している現地調査図は、個人情報等の記載がないものを送付しておりますので、外に出ても問題はないかと思います。
9番委員	できればもうすこし広域でわかりやすい地図であればいいのですが。
議長（会長）	ほかにこういう方法がありますよという方がいらっしゃればお願いいたします。
事務局	はい。
議長（会長）	事務局。
事務局	利用状況調査用に使用しているタブレットを使えば確認できるかと思います。地図での地番検索もできると思います。このタブレット導入につきましては、日々の業務にも使えるようにと考えておりましたが、動きが重いようですので、サクサク動くように改良ができないか検討してみたいと思いますので、少しお時間をいただければと思います。
議長（会長）	ほかにありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和元年第7回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	はい、それでは総会を終了いたしますが、このあと少し勉強会をしたいと思いますのでそのままお待ちください。皆さん姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 4時45分

1 3 番

1 4 番

1 9 番
